

第2回旭川市動物の愛護及び管理に関する懇話会 会議録

○日 時：令和2年7月28日（火）午後6時30分～午後7時45分

○場 所：旭川市7条通10丁目 旭川市動物愛護センター 2階 多目的ホール

○参加者：7名

池谷 優子氏，小池 政紀氏，後藤 幸濃氏，鈴木 昇氏，西嶋 美代子氏，
本田 リエ氏，山中 恭史氏（五十音順）

○事務局：6名

川邊保健所地域保健担当部長，内田動物愛護センター所長，
フロロフ主査，似里主査，大竹職員，渡辺職員

○会議の公開・非公開の別：公開

○傍聴者：3名（市民等2名，報道機関1名）

○会議次第

1 開会

2 議事

（1）動物愛護管理行政に関する基本ルールの検討について

（2）旭川市動物愛護基金（仮称）の使い途について

（3）その他

3 その他

4 閉会

○会議資料

資料1：旭川市動物愛護管理の全体体系イメージ

資料2：動物愛護管理法によって異なる動物種の対象範囲（模式図）

資料3：旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（構成案）

資料4：動物愛護条例における責務について（北海道・札幌市・中核市）

資料5：他自治体における動物愛護基金・ふるさと納税寄附金の使い途

資料6：旭川市動物愛護基金（仮称）の使い途について

○会議内容（要約）

1 開会

- ・第1回懇話会の会議録について事務局から確認

2 議事

（1）動物愛護管理行政に関する基本ルールの検討について

| | |
|-----|--|
| 事務局 | （動物愛護管理行政に関する基本ルールについて、資料1、資料2及び資料3のその1からその3まで説明） |
| 進行役 | 事務局から動物愛護管理行政の基本ルールの検討ということで、条例構成案のその1からその3まで説明を受けましたが、何かご意見、ご質問等あればお受けしたいと思います。 |
| 参加者 | <p>飼い主の遵守事項の中の繁殖制限措置というところで、遵守事項というのは法律や規定を守り従うことですので、飼い主はここに書いてあることを守れということだと思のですが、生殖を不能にする手術ということが書いてあると、動物を飼っている人は自分が飼っている動物を繁殖させてはいけないということにはならないでしょうか。</p> <p>法律では、みだりに繁殖して適正に飼養することが困難にならないようとなっていて、これは理解できるのですが、資料のように書かれると動物を飼う人は絶対生殖をしてはならないということになってしまうのかなど。</p> |
| 事務局 | <p>これについては、表の項目が多いこともあって、まとめた形で記載しています。</p> <p>実際に「みだりに」という言葉を用いるかどうかという点もあるのですが、まずは繁殖制限措置そのものを飼い主の遵守事項の項目として入れたいということです。</p> <p>完全禁止にしてしまうと、それは趣旨が違うように思いますので、表現については、条例の素案を皆さんに提示する時に改めて確認していただきたいと思っています。</p> |
| 事務局 | 資料の表については、この法律の第7条第5項にある、みだりに繁殖して困難にならないよう適切な措置の例示として掲げているだけで、実際に条例に書く条文としては、この法律の趣旨を踏まえた書き方になります。 |
| 事務局 | あくまで項目として記載しましたので、法律の趣旨からは大きくはみ出さないと考えていただければよいかと思います。 |
| 進行役 | このあたりは、何が何でも生殖を不能にする手術が必要ということではなく、例えば「みだりに」とか、「飼い主の希望により」というような文面を入れればよいかと思いますので、検討をお願いします。 |

進行役 その他何かございませんか。
 ないようであれば、続きの説明を事務局からお願いします。

事務局 (動物愛護管理行政に関する基本ルールについて、資料3のその4からその6まで説明)

進行役 ただ今、条例構成案のその4、その5、その6について説明がありました。皆さんからご意見、ご質問等があればお願いします。

参加者 飼い主のいない猫に餌を与える者の遵守事項は、このようなふわっとした感じの文言しかないのでしょうか。本州の方だと条例などで餌を与えないというような状況になっているところもあると思うのですが、これを見ると餌を与えてもいいのだけでも、その与えている猫が増えないようにしないといけないとか、砂場に行って排泄しないようにしないといけないというようなニュアンスにとれるのですが、北海道にはないのでしょうか。

事務局 北海道動物の愛護及び管理に関する条例の第8条の2、こちらに「猫の所有者はその飼養する猫を放し飼いする場合に当たっては猫がみだりに繁殖することを防止するため不妊措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されています。
 また、札幌市では、第13条に「飼い主のいない猫に繰り返し餌を与える者は周辺の生活環境を保全し猫が増えないために必要な措置を講じ、人に迷惑を及ぼすことがないように努めなければならない」となっています。

参加者 これはあくまでも札幌市の条例ということですね。旭川市の条例として決める時も同じような状況にするということでしょうか。

事務局 我々としては、札幌市より若干踏み込んだと思っていまして、札幌市では、繰り返し餌を与えるということですが、旭川市では、1回でも繰り返しでも餌を与えるという行為をするのであれば、周辺の生活環境をちゃんと守り、荒らさないようにしなくては駄目だ、猫を増やさないような措置をしなくては駄目だ、と言っています。
 それから、札幌市では、あくまで努力規定にしているのですが、今回、我々が検討して提示したのは、努力規定ではなく講じなければならないということをはっきり言ったということで、トーンとしては強いと思っています。
 確かに餌を与えることを禁止したいというところもあったのですが、現状、外飼いそのものを国が否定していない中で、まず我々としてできる第一歩として、ここからスタートしたいという思いがあります。

参加者 文面を読むと、要するに所有者と同じようなことをしなさいと言っているような感じになりますね。

参加者 この条例全体の話になるのですが、飼い主をおそらく定義付けられると思います。道の条例や法律では、動物の所有者又は占有者ということで、今話があった餌やりをしている人というのは、実質飼い主と解釈して、指導ができるという仕組みになっているのですが、旭川市もそのようにされるんですね。

事務局 飼い主について、動物の所有者又は占有者ということで定義付けを予定しています。

進行役 その他何かございませんか。
それでは、事務局から続きの説明をお願いします。

事務局 (動物愛護管理行政に関する基本ルールについて、資料3のその7からその8まで説明)

進行役 それでは、条例構成案のその7、その8について、事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見、ご質問等を受けたいと思います。

参加者 災害発生時にできるだけ同行避難と書かれていますが、それは避難場所に同行避難できるようなシステムが旭川で構築されているということでしょうか。

事務局 各避難所に同行避難で動物が来ることについては、旭川市の災害対策の計画において既に位置付けられている状況です。
ただ、避難所の中で動物をどのような環境に置くかといった細かい部分については、現在も我々と市の防災担当で協議をしているところです。

参加者 獣医師会で救護センターみたいなものを立ち上げることになりましたよね。旭川市、上川管内だとすると、場所とかは決まっているのでしょうか。

進行役 この前、防災の会議があって、その中で市に要望はしているのですが、電気やプレハブ的なものを設置できるような場所を確保してくださいということと、あとは、災害時に飼い主と離れる犬が多いので、マイクロチップの装着を努力目標としてお願いしたいということですね。
獣医師会としては、過去、有珠山の噴火や胆振東部地震の時にも札幌の獣医師会からの応援や、全道から大勢のボランティア有志が参加して救護に当たったという経緯があります。

災害となると旭川だけでは人と物に限りがありますので、札幌あるいは全道からの救援を求めるべく、おおまかではありますが、場所の選定等について市にお願いをしています。

参加者

有珠山の時に借りた土地がどなたの土地かはわからないのですが、胆振東部地震に関しては、獣医師の先生のお宅を借りたと思うんですね。

有珠山の時はものすごく広範囲だったものですから、確か2つぐらいプレハブが建っていて、そのプレハブの中に犬と猫を別々にして収容していたと思うのですが、被害が広範囲な状況になってくると、かなりのスペースが必要になるので、そのあたりが明確になると獣医師としても動きやすいかなと思います。

進行役

有珠山の時は、確か建設会社のプレハブ住宅があったところをお借りしたと聞いています。

参加者

「あにまある支援隊」として、胆振東部地震の際、自治体の方と打ち合わせしながら仮設住宅の配置などをお手伝いしたことがあったのですが、その時に厚真町はペットホテルなどを利用して、獣医師会の方が週に1回訪問して診療されたりしていたんですよね。

それをプレハブを建てて対応することはできたりするのでしょうか。

進行役

有珠山の時はプレハブがある敷地を借りたんです。

参加者

あと、動物病院が動物の預かりをしなくてはならない状況にもなると思います。

「あにまある」はどちらかというと迷子の動物を中心に収容する形になると思うのですが、動物病院で患者さんとか近くにお住まいの方の犬や猫などの預かりをできるのでしょうか。

進行役

それは災害の規模によると思うのですよね。例えば有珠山の時は大規模の災害だったものですから、プレハブをお借りして、3月から9月ぐらいまで避難所を開設しましたが、胆振東部地震はそこまで長くないですかね。

参加者

胆振東部地震はそこまで長くなかったですよね。

進行役

小規模であれば、ある程度の仮設の施設か動物病院にお願いしていければ、と思います。

参加者

「あにまある」と防災課でお話ししてもらって、避難場所の確保だけは目処をつけていただきたいと思います。

資料を先ほどお渡ししたのですが、何もないと皆さんどうなるのだ

ろうと不安になってしまうので、動物を連れて行ってもいい避難所を明示して、ここではこの程度のケージを置いてそこで避難させます、ということを決めてもらえると、皆さんも安心して動いていけるかなと思います。

参加者

ハザードマップに入るような形にすると思います。

旭川で一番起こりそうなのは水害ですね。地震や津波は考えづらいので。水害なのかなと思った時に、どこの土地を確保してプレハブとかで収容できるような状況を作るのかというところを一步踏み込んだ形で検討していかないと、いざその時になってうまくいかないと思いますね。

参加者

動物愛護推進員もその時に避難所についてしっかりフォローできるような体制を作り上げていくことも必要なと。

進行役

防災会議の時に、できれば高台で、緑が丘あたりが一番いいのかなというようなことを市にはお願いしてあります。

団地を再造成しているようで空き地もちらほら見られますし、この前の地震の停電の時も一番早く回復したようなので。

参加者

胆振東部地震については、同行避難だけではなく、同行の公営住宅についての署名運動も盛んに行われていて、私も協力したのですが、厚真町では公営住宅と一緒に住めるようになったということで、感謝の手紙を5月にいただいたばかりでした。

同行避難でもそうですし、その後の復興住宅ということでも、厚真町では本当に後手に回って、同行避難に関する動物のトラブルがたくさんあったので、そのあたりをあらかじめ想定して、最初に犬の様子をチェックして無駄吠えが多いから一緒に空間から避けたとか、そういう動物行動学的な視点でもう少しできたらよかったなと思っていました。

現実的には長期間になって、動物もストレスがどんどん溜まっていくので、お散歩ボランティアとか色々な形がありましたが、それらも含めて、旭川では発生しないではなくて、そういうこともあるかなと想定して、北海道の経験を生かしながら、旭川ではスムーズにできたらいいなと思います。万が一のことが本当に起こるかもしれませんよね。

進行役

線状降水帯とかですね。いつ何が起こるかわからないですからね。

事務局

ちょうど2年前に旭川でも忠和や新旭川、米飯（ペーパーパン）などで浸水して避難所に避難するといった経過もありますので、そのようなレベルの災害から大規模な災害まで、対応の仕方は色々だと思うのですが、先ほどお話いただいた過去の教訓を活かすことなども含めて、防災担当と情報を共有し、具体的なアクションができるように整理し

ていこうと思います。

(2) 旭川市動物愛護基金（仮称）の使い途について

| | |
|-----|--|
| 事務局 | (旭川市動物愛護基金（仮称）の使い途について、資料に基づき説明) |
| 進行役 | 今、事務局から基金の使い途について説明を受けましたが、この使い途について皆さんの方からご意見ご質問等があればお受けしたいと思います。 |
| 参加者 | ふるさと納税では返礼品が色々出ていると思います。基金の使い方として、迷子札などのグッズを作ることで譲渡に繋がったりすると思いますが、そういう可能性はあるのでしょうか。 |
| 事務局 | <p>現在、動物愛護センターでは、新型コロナウイルスの影響を考慮して、一般の方が自由に見学できるという状況ではなく、時間帯を区切った予約制で対応しています。</p> <p>これは見学だけではなく、譲渡についても同じように予約制で対応していますので、以前よりは譲渡や見学に関してハードルが上がっていると思っています。</p> <p>そのような状況の中で、「あにまある」から動物をもらいたいという気持ちを持続してもらえるようなグッズを基金などで作れないかということについては、我々にとっても十分に魅力を感じますし、旭川らしさ、旭川を象徴をするものを迷子札などにすることで、「あにまある」からもらった動物だということをしてPRできることにも繋がると思いますので、このようなグッズを作ることについての可能性は十分にあると認識しています。</p> |
| 参加者 | 基金について、いつ頃からできるものか聞きたかったのですが、当初の予定を前倒しできたりするのでしょうか。 |
| 事務局 | <p>基金についても、動物愛護条例と同じように、基金条例を市の議会に提案し、議会の議決を経て基金が立ち上がるというものです。</p> <p>基金にふるさと納税の寄附金を入れていくタイミングについては、基金を今年度中の創設とするか、それとも新年度からの創設とするかという技術的なところになるかと思います。</p> <p>仮に今年度中の創設として、かつ、動物愛護に私のふるさと納税を使ってもらいたいということで、年度途中でふるさと納税のメニューに追加し、今年度中にふるさと納税として旭川に頂戴したお金を基金に充当するという形で仕組を整えれば、前倒しできる可能性はあると思います。</p> |

参加者 レントゲンの機械など壊れてきているものがありますし、先日も体重計を「あにまある支援隊」として寄附させていただきましたが、できればなるべく早く動いた方が、今「あにまある」にいる子たちにも役に立つのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 わかりました。先ほどの条例のこともそうですし、基金のことも色々なご意見をいただきましたが、単純に仕組みや制度として整えるだけではなくて、それが生きた形で回るようにしてほしいということだと受け止めて、これから作業に入っていこうと思います。

参加者 全国的に一番問題なのは多頭飼育崩壊で、それが一番の悩みでもありますので、多頭飼育崩壊に関するリーフレットでもいいですし、また、動物の専門家だけでは解決できない要素がとても多くなってきていると思いますので、例えばソーシャルワーカーなどの専門家とタイアップして、アドバイスや協力を受けるようなものがあってもいいと思います。多頭飼育の届出だけではなくて、基金にも絡めた方がいいかと思いません。

事務局 多頭飼育については、既に札幌市が条例で届出制度を導入していますが、札幌市からは、ケースワーカーやソーシャルワーカーからの相談を受けて所有者の探知などに繋げているといった話も聞いています。我々も福祉保険の担当部署など、市の内部から情報を共有できることからスタートして、今、お話のあった必要な周知や、悩みごとにも応えていけるような基金の使い方を考えていきたいと思っています。

参加者 旭川で起きた多頭飼育崩壊において、何匹か残したいと飼い主さんから求められた場合に、条例や法律上、全部引き取ることができないので、不妊手術をしないまま残すんですね。その後のサポートとして、残した動物の不妊手術をして戻すということ数を数回行ったのですが、飼い主がいる場合ですけれども、特例としてセンターの中で不妊手術をして戻すという方法はなかなか難しいのでしょうか。

事務局 単純に市のお金、税金をそこに充てるとなると、さすがに問題が出てくる部分もあろうかと思えます。ただ、そこに皆さんの寄附のお金を充てて取組をすることができないかというのは、議論や検討の余地はあるのかなと思っています。基金でできますと断言することは難しいかと思いますが、そのあたりを多頭飼育崩壊によるトラブルを防ぐという意味で色々な手法を検討してみたいと思います。

参加者 法律の第44条の動物虐待にあたるというときに、不妊手術をして返すなど、少し踏み込んでの対処ができるという形に繋げていくことがで

きないかなと思います。

事務局

今回、旭川市で動物愛護の条例を制定することによって、指導できる幅が随分と広がりますが、その実行力をどのように上げていくかというところが条例制定後、我々に問われる部分だと思いますので、条例作りと並行して検討していきたいと思います。

参加者

マイクロチップの装着というのは現状できていない状況ですので、基金が創設された場合には、譲渡する時にはすべての動物にマイクロチップを装着するという事なのでしょうか。

また、猫の不妊措置については、基金のない現在でも実施しているということですが、野良猫を保護・収容して「あにまある」で不妊措置をして譲渡先を見つけるというような形か、それともそのまま逃がすということですよ。

そのまま逃がすにしても、譲渡するにしても、その時にマイクロチップを装着するのでしょうか。譲渡先がなければ、マイクロチップを装着してもあまり意味がないかもしれませんが、そのあたりを知りたいなと思います。

事務局

譲渡動物へのマイクロチップの装着というのは、法律でもなくマイクロチップを装着していくことが前提の状況に入ってくると思いますので、我々もそのような時代に対応できるように、マイクロチップを装着する方向で考えなくてはならないと思っています。

参加者

ペットショップだけではなくて、譲渡するときにも必ず装着するという内容だったのでしょうか。

事務局

当面は販売というところから始まっていくのですが、それが徐々に広がっていくことが想定されますので、どのタイミングでマイクロチップを必ず装着することにするかということについては、検討する必要があるかと思います。

また、登録のある犬とそれ以外とでどのように考えるかということも当然ながら出てくると思いますが、いずれにせよマイクロチップを装着する時代に歩みを合わせていくということは必要なことだと思っています。

飼い主のいない猫の不妊措置をした時のマイクロチップについて、現状は単純に地域に戻すということで、地域で猫が増えないようにという形で取り組んでいます。マイクロチップリーダーを当てれば経過がわかる猫としてのメリットもあるかと思っていますので、そのあたりを勘案しながら、どのような取組をしていくか整理をしていきたいと思っています。

参加者

譲渡をする動物に関して、A I P O（動物ID普及推進会議）への登録費用は基本的には譲渡された方が払わなくてははいけないと思います。

マイクロチップを装着する費用は「あにまある」か基金のどちらかが

負担するという状況になると思いますが、地域に返すという状況でマイクロチップがあるというのは、避妊・去勢しているのがわかるというのはメリットだと思いますが、そこにプラスアルファの費用がかかるのかなと思っています。

事務局 全面的なマイクロチップの時代に入ってくる前にそのあたりの考え方や対応の仕方を整理したいと思います。

参加者 行政的なところから登録する分に関しては、A I P Oの費用負担がない状況にできればベストかと思います。

天売では特産を守るために獣医師会が行って避妊・去勢手術をしたというがあるので、そこで増えない対策を取るのもよいと思いますね。

事務局 今、言われたように行政向けに特別な制度を設けてくれれば大変嬉しいと思いますが、それはそれとして、時代状況に後れを取らないようにしていきたいと思います。

参加者 一般市民というよりペットを飼っている家庭からの思いなのですが、このような基金とか条例ができあがった時に、簡単なリーフレットやイベントだけで本当に各家庭に伝わるのかというのが不安で、こちらから求めていかないとなかなか目に触れないのではないかという危惧があります。

条例ができあがった時に、そこまで積極的に情報を求めなくても、自動的に目に触れる形で、こんな条例が旭川でできたんだというのを意識付けるような取組があった方がいいなと感じていました。

具体的にどういう手段がよいかはわかりませんが、例えばラジオやテレビなど、一般の人達が目に触れるようなものがあつたらいいなと思いました。

参加者 やり方としては、例えば「あにまある」から動物の譲渡を受ける方に対してリーフレットを配付することだったり、獣医師会を通じて旭川市内の動物病院にリーフレットを置いて飼い主さんの目に触れるような状況にすることだったり、ペットショップに関しても、動物を販売する時は必ずこのリーフレットを添えてくださいというような啓蒙活動ができるのではないかと思いますね。

あとは、今、お話にあったマスメディアでもう少し具体的なことができるかどうかということになると、予算も関係してくると思うので、そのあたりを旭川市に願う形になるのかなと思います。

参加者 狂犬病予防注射のお便りの時に一緒に情報を入れるようにしたり、狂犬病の予防注射を打つ時にリーフレットを渡したりすれば、確実に犬の飼い主さんには伝わることにはなりますね。

| | |
|-----|---|
| 進行役 | <p>条例ができた時には、色々な広報誌や新聞社等のマスメディアにもお願いしながら、専門的なルート以外にも広報に努めてほしいと思いますので、よろしくお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>動物愛護センター「あにまある」を開設して、これまでの活動で色々評価されている部分があることを認識している一方で、「せっかくいいことをしているのだから、もっとわかりやすく伝えたらいいのに」と「あにまある」よりも周りの方が地団駄を踏んでいると聞くこともあります。</p> <p>せっかく条例や基金を作っても、その意義が伝わらないと何の意味もないと思いますので、伝え方についても皆さんからご指導ご協力いただきながら工夫していきたいと思っています。</p> |
| 参加者 | <p>条例の話なのですが、もしかしたら北海道の条例との重複規定を防ぐために、改正が必要になるかもしれないので、罰則や動物愛護管理員の部分について早めに教えていただければありがたいです。</p> |
| 事務局 | <p>わかりました。今回はいわゆる動物愛護に関する考え方や理念的なところを皆さんにお話ししました。</p> <p>今後、条例の素案を皆さんにお話ししていきたいと思いますが、その前にいわゆる行政的なテクニックに関する部分に関しては、道庁とあらかじめ調整していきたいと思います。よろしくお願いします。</p> |

3 その他

次回の懇話会について、参加者で協議した結果、令和2年9月1日（火）午後6時30分から開催することとした。

4 閉会